

# 天王寺動物園倫理と福祉の基準



てんのうじどうぶつえん

地方独立行政法人天王寺動物園  
令和3年4月策定

## ■天王寺動物園倫理と福祉の基準策定の経緯と本基準が目指すところ

一般的にはレジャー施設として捉えられることの多い動物園ですが、動物園は生きた動物を展示する博物館として社会教育や環境教育等の社会的な役割も担っています。生きた動物の展示を通じて多くの人々に自然環境の現状を知りながらともに、生物多様性に配慮し、ひとりひとりが環境にやさしい行動をとるように促していくことが重要です。また、希少種の生息域外保全施設としての役割の重要性も高まっており、動物園として種の保存に貢献していくことが必要とされています。

一方で、動物園で暮らす動物達の生活環境を考えると、野生環境とは比較できないほど限られたスペースで暮らしていることも事実です。動物園としては、限られた環境の中であっても動物たちが幸せに暮らせるよう、個々の動物の生活の質（Quality of Life）を最大化させていかねばなりません。

近年、動物園における動物福祉への関心は世界的にも高まっており、2015（平成 27）年には世界動物園水族館協会が『野生生物への配慮 世界動物園水族館動物福祉戦略』を策定しました。これに対し、国内では平成 29 年に公益社団法人日本動物園水族館協会が『倫理福祉規定』を改正しています。

天王寺動物園では、「天王寺動物園101計画」（平成 28 年）において、当園としての動物倫理規定を策定していく方針を定めており、国内外の基準も踏まえつつ、飼育担当主任と動物専門員が中心となって、天王寺動物園倫理と福祉の基準の策定を進めてきました。

令和 3 年 4 月 1 日、地方独立行政法人化に伴い、天王寺動物園は新たなスタートを切ることとなりました。今後の更なる動物福祉の向上を目指し、より高度な環境エンリッチメントやハズバンドリートレーニングを実践する中、この度、本基準を定めることいたしました。

# 天王寺動物園倫理と福祉の基準

## 1 目的

この基準は、適切な飼育管理を実現し、天王寺動物園で暮らすすべての動物の福祉水準が向上し続けることを目的とし、動物に関する活動に際して必要な事項を定める。

## 2 責務

天王寺動物園は、この基準を誠実に履行し、遵守する義務と責任を負う。

## 3 対象

この基準が対象とする動物は、天王寺動物園で管理される種の保存および展示を目的とするすべての動物種とする。

## 4 収集および輸送

動物の収集および輸送は、次の通り実施するものとする。

- (1) 動物の収集は、できるだけ飼育下繁殖したものとすること。それ以外から収集する場合には、適法であることはもちろん、種の保全について十分な配慮のもとで行うこと。
- (2) 収集する動物は、天王寺動物園が定める動物の導入、繁殖等に関する計画の中で、あらかじめ明確な役割が与えられていること。
- (3) 天王寺動物園が定める動物の導入、繁殖等に関する計画は定期的に見直され、最新の事情に沿ったものであること。
- (4) 収集する動物は、その動物の性別、年令、血縁、個体数等が収集の目的および条件に合っていること。
- (5) 輸送する動物に対しては捕獲、収容、輸送のすべての工程において、負荷が最小限になるよう配慮し、可能な限りこれらの環境にあらかじめ馴致させること。
- (6) 天王寺動物園からの動物の搬出は、搬出先施設の飼育環境を考慮し、決定すること。

## 5 飼育管理

動物の飼育管理は、動物の身体的、精神的な健康状態に十分配慮しつつ、次の通り実施するものとする。

- (1) 飼育動物に与える食物は、栄養面や動物本来の採食行動等を考慮し、個体ごとに検討すること。また、栄養学の視点から食物内容を助言する担当者を設けること。
- (2) 飼育動物に必要な運動、休息および睡眠を確保すること。
- (3) 飼育動物が健全に成育し、かつ、本来の習性が発現できるよう飼育環境を整えること。
- (4) 複数の環境を動物が選択できる環境を提供するよう努めること。
- (5) 動物種や個体ごとの生理、生態、形態および飼育個体数に適合し、安全かつ効率的な管理を行うための飼育施設、設備、器具等を具備すること。
- (6) 飼育管理は、当該飼育種について必要な知識、技術を習得した職員により、動物と人に対し、徹底した安全管理のもと行われること。

- (7) 動物のトレーニングや環境エンリッチメント等、動物の行動変容を伴う介入を行う際は、応用行動分析学の知識を一定水準有する職員の監督のもとを行うこと。
- (8) 動物の飼育管理に関する記録は毎日記述し、当該動物に関わる職員と共有し、消失や破損がないよう管理すること。
- (9) 飼育動物の交換、分譲、繁殖用貸与等の手段を通じて種の保存にあたること。また、国内外における血統登録、個体群管理等の種の保存に係る活動を積極的に推進し、遺伝的多様性をはじめとする生物多様性の確保に寄与すること。

## 6 獣医療

飼育動物に対して、必要に応じて適切な獣医療を次の通り提供するものとする。

- (1) 動物に対する獣医学的措置のすべての手順において、動物の苦痛を最小限に止めるなど動物の健康状態に十分配慮し、倫理面を考慮すること。
- (2) 獣医学的措置を行う際は、獣医師と当該動物飼育担当者の協議により手順を検討すること。
- (3) 常に適切な獣医療を提供することができるよう知見の追求と設備及び体制を整備すること。
- (4) 疾病等により生涯苦痛を伴う等、正当な理由によりやむを得ない場合には、別に定める基準に基づき、飼育動物の安楽殺を行うことができる。安楽殺を行う場合には、すみやかに疼痛や苦痛が無く、死を迎えることができ、かつ処置者や他の動物に安全な方法で行うこと。

## 7 展示

飼育動物の展示を行うにあたっては、次の通り実施するものとする。

- (1) 動物の展示は、その種が本来有する習性や形態、生態系の中で果たす役割等が正しく理解されるように配慮すること。
- (2) 展示施設は、飼育する動物種や個体ごとの生理、生態、形態および飼育する個体数に適合する規模と構造を有し、その種が本来有する行動の発現を促すことができるものとなるよう努めること。
- (3) 個々の動物の展示に対し目的を明確にし、その目的にかなう展示とすること。福祉に配慮した展示を前提として、来園者への教育効果を高めること。

## 8 教育活動

動物を用いた教育活動は、「天王寺動物園教育ポリシー」（令和3年4月更新）を踏まえつつ、次の条件を満たすよう実施するものとする。

- (1) 個々の教育活動の目的を明確にし、目的を達成するための方法を選択すること。
- (2) 来園者が動物とふれあう活動を実施する場合には、動物の健康や福祉の水準が低下しないことを前提として、動物と人の安全に十分に配慮したものとすること。

## 9 研究活動

動物園での研究活動は、次の条件を満たすよう実施するものとする。

- (1) 飼育動物の健康や福祉の水準が低下しないことを前提として、環境に配慮すること。
- (2) 研究成果は職員で共有するとともに、市民へ開示を原則とすること。

## **10 災害対応**

災害への対応にあたっては、次のとおり実施するものとする。

- (1) 災害時に動物と職員の安全を確保するために、一定期間の食物、非常電気設備、防災器具、動物の捕獲器具等を常備し、定期的に点検、更新すること。
- (2) 災害時はすべての飼育動物の生活の質をできる限り低下させないよう努力すること。

## **11 関連法令の遵守等**

動物の収集、輸送、飼育、展示、調査研究、保全活動等を行うにあたっては、国内外の関係法令や関係団体の規則などについて、最新情報を把握し、正しく認識し、遵守しなければならない。

## **12 職員教育**

天王寺動物園は4～12についての知識や技術を向上させるために、定期的に職員への教育の機会を提供すること。

## **13 更新時期**

本基準は1年ごとに見直し、必要に応じ更新しなければならない。その際は、飼育展示課長を統括とし、検討チームを組織しなければならない。